

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、国土交通省  
国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した事について通知がありました。

平成二十五年三月十九日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 基本測量（国土調査に伴う基準点測量）
- 二 測量の地域 奈良市、天理市並びに吉野郡下市町及び十津川村
- 三 測量の終了年月日 平成二十五年三月一日